



1, 4-ジオキサンの暫定基準について

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令 (平成 24 年環境省令第 15 号)の一部が改正されました (平成 27 年 5 月 25 日施行)。

— 概要 —

1, 4-ジオキサンは、平成 24 年 5 月に 0.5 mg/L を許容限度とする一般排水基準が設定されました。このとき直ちに対応することが困難な 5 業種については 2 年間又は 3 年間の期限で暫定基準が設定されましたが、適応期限を迎えることから下記の通りに改正・施行されました。

業種	改正後基準値	改正前基準値
感光性樹脂製造業	0.5 mg/L 一般排水基準へ移行	200 mg/L
エチレンオキササイド製造業	6 mg/L 3 年間延長	10 mg/L
エチレングリコール製造業	6 mg/L 3 年間延長	10 mg/L
ポリエチレンテレフタレート製造業	0.5 mg/L 一般排水基準へ移行済み (平成 26 年 5 月)	
下水道業	0.5 mg/L 一般排水基準へ移行	25 mg/L

トリクロロエチレンの排水基準等の見直しについて(答申)

環境省は、平成 27 年 4 月に開催された中央環境審議会水環境部会において、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて」を取りまとめ、答申が公表されました。

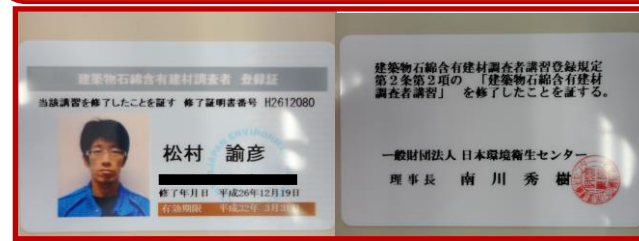
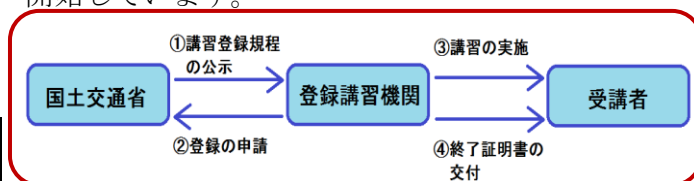
— 概要 —

- 排水基準 0.3 mg/L (現行)→0.1 mg/L
- 特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件(地下浸透基準)
0.002 mg/L (現行据え置き)
- 地下水の浄化措置命令に関する浄化基準
0.03 mg/L (現行)→0.01 mg/L

今後、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の改正を行う予定です。

国土交通省・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成 25 年 7 月公示)

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、平成 25 年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」を定め、建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。



弊社では、2020 年代後半にピークを迎えとされる、耐用年数が過ぎた建物の解体に対応するためにも、より一層、正確な調査を行うことを目的として、建築物石綿含有建材調査者資格を弊社社員に取得させました(北関東三県では、群馬：3 名、栃木：1 名、茨城：1 名 平成 27 年 5 月末日時点)。事前調査等でお困りの際は、お気軽にお問い合わせ下さい。

循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて

本改正は、平成 13 年 11 月 26 日付の通知後から、より具体的な管理方法等について、厚生労働科学研究などの最新の知見をもとに改正されました。

マニュアルには、レジオネラ症を防止するための望ましい対応方法を主に、公衆浴場等の施設設備の利用者から、設備維持管理者、製造・販売者並びに行政関係者など、多くの人に参考となるべきことを、Q&A 方式を用いて分かり易い形でまとめてあります(厚生労働省 健衛発 0331 第 7 号 平成 27 年 3 月 31 日付)。

☆☆医薬品試験のご案内☆☆

弊社は平成 25 年 3 月 1 日に「薬事法施行規則 第 12 条 1 項に規定する試験検査機関」として、厚生労働省より認可・登録されました。これにより、医薬会社様、医薬品原料会社様からの各種の原料試験検査や製剤の試験検査を受託できる機関(GMP 試験検査機関)となりました。

今後、GMP 試験の更なるニーズにお応えするためによる新たに医薬分析棟を建設し、平成 27 年 8 月末日より稼働予定です。



建設中の医薬分析棟

●安定性試験

長期保存試験、加速試験を ICH ガイドラインに沿って実施致します。また、保存や試験検査のみのご要望にもお応え致します。

●分析法バリデーション

各種試験法の検討、定量法の確立、添加回収試験等を承ります。

●配合変化試験

●公定書に準拠した試験

日本薬局方、日本薬局方外医薬品規格、医薬品添加物規格、医薬部外品原料規格等

●その他、規格及び試験方法に準拠した試験

●製薬用水の試験

常水、精製水等

— 主な保有分析機器 —

- ・安定性試験室 ・GC/MS/MS ・GC ・HPLC
- ・LC/MS/MS ・固体 TOC 計 ・TOC 計
- ・カールフィッシャー水分測定装置 ・施光計
- ・溶出試験機 ・崩壊試験機 ・FT-IR
- ・融点測定器 ・凝固点測定器 他

また、GMP 試験の他に、工程異常、逸脱時の諸調査も行っております。

お気軽にお問い合わせ下さい。

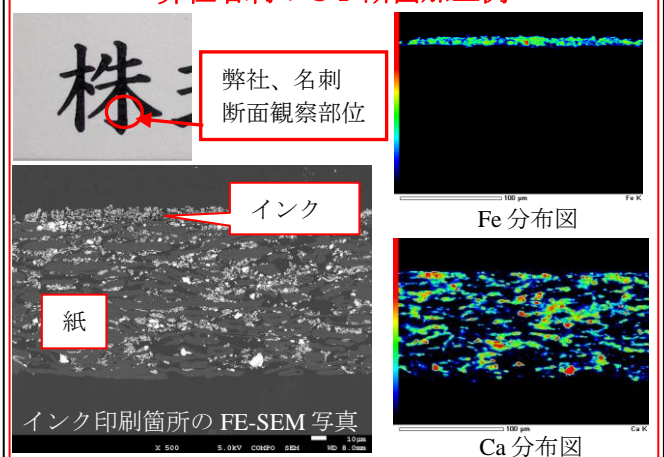
☆リサーチセンターの断面加工技術☆

弊社リサーチセンターでは、各種表面処理膜の厚さや材質調査を目的に、色々な材料について、精密な断面を作成しています。このようにサンプルごとに断面を作成することを、カットサンプル作成または断面加工と言っています。

断面加工の最も一般的な方法は、試料片を樹脂に包埋して固め、所定の位置で切断した後、機械研磨することです。この研磨法は、優れた研磨装置や研磨材料が開発されているため、非常に精密な断面を得ることができます。但し、材料と樹脂との熱収縮の違いや硬さの違いから、試料と樹脂の境界において 1 ミクロン前後の隙間を生じてしまうことがあります。この隙間によって“ダレ”が発生し、1 ミクロン未満の表面処理の場合、その厚さを精密に測定することが困難になることがあります。特に、脆い材料や硬い材料、金やアルミニウムのような軟らかい材料の場合、研磨法では精密な断面を作成することが難しく、また、紙等の研磨によって崩れてしまうような材料には、適用できません。

研磨法では困難な材料の精密な断面を作成する方法が、クロスセクションポリッシャ(CP: Cross Section Polisher)です。CP はイオンビームを用い、平滑で加工歪やダレの無い、清浄な試料断面を作製することのできる装置です。加速したアルゴン(Ar)イオン粒子を試料に照射し、原子や分子が弾き出されるスパッタリング現象を利用して、応力をかけずに試料を切削します。

弊社名刺の CP 断面加工例



本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

Tel 027-372-5111 Fax 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

Tel 0276-56-1277 Fax 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp リサーチセンター host@get-rc.jp

